

東京外かく環状道路（関越～東名）中央ジャンクション（仮称）工事の実施及び北野の里（仮称）を中心としたまちづくりワークショップ開催に先立つ三鷹市の要望書

東京外かく環状道路（関越～東名）（以下「外環」とする。）について、三鷹市は、国が事業着手に向けた手続きを進める際に、三鷹市域の良好な生活環境の維持、市民の安全・安心のまちづくり、市民の利便性の向上が推進されるよう、様々な課題の解決に向けて誠意ある対応が必要と求めてきたところである。こうした様々な課題に対し、国・東京都より「対応の方針」が示され、外環沿線区市の理解を得たうえで、事業化された経緯がある。

このような経緯のもと、国・東京都がこれまでの構想及び計画の各段階において、丁寧な取り組みを実施されてきたことに対し、改めて感謝する次第である。

現在、事業実施段階を迎え、「調査・設計」、「用地取得」が進む中、本格的な「工事」の実施を目前にして、工事が及ぼす様々な影響を心配する市民の声が聴かれる。そこで、安全で円滑な事業推進を図るため、「対応の方針」に基づき、国と新たに事業者として加わった東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が連携して具体的な対応策や事業の進め方等に関する説明を行い、市民に安全と安心の取り組みを示す必要があると考える。また、北野の里（仮称）の実現に向けたワークショップの開催にあたっては、「対応の方針」に基づく事業者の協力や支援が不可欠である。

については、今後予定されている工事及びワークショップ等に先立ち、下記の対応を要望する。

記

I 工事の実施及びワークショップの開催に先立つ要望

1 工事中の対策について

工事期間を通し基本となる通学路を確保し、工事の各段階においてもその基本軸は大きく変えることのないよう、補完する道路または通路を適切に配置するなどの計画を行い、児童等歩行者の安全・安心を確保すること。

(1) 現状の通学路については、工事工程上、利用できないことが予想されるため、工事スケジュールを明確にし、学校関係者等へ分かりやすい資料により丁寧な説明を行うとともに、代替道路の先行設置等により工事中も通学路を確保すること。

(2) 工事に伴い変更となる通学路については、市民及び市から新たな視点で要望が出た際にも丁寧に対応すること。

- (3) 工事全体の進め方や施工計画等については、地域住民の日常生活に極力支障をきたさぬよう、地域に配慮した工事時間の設定や十分な安全対策により、丁寧に説明すること。
- (4) 工事車両が中央自動車道に直接出入り可能となるまでの間、市内の一般道を通行する工事車両に対しては、運行台数・経路等を早期に示すとともに、周辺道路への交通安全対策を講じること。
- (5) 工事中の仮囲いについては、透明板を適切に配置するなど、防犯対策、交通安全の向上及び圧迫感の低減に努めること。
- (6) 遮音対策については、工事の状況にあわせた防音パネルの高さ、材質等、十分な遮音効果が期待できる対策（最新技術の導入など）を示すこと。
- (7) 建設機械の稼動については、関係法令の遵守はもちろんのこと、最新の低騒音・低振動型機械を使用すること。

2 蓋かけ上部空間利用（北野の里（仮称）の整備）について

上部空間利用について、事業者は北野の里（仮称）の実現に向けた協力・支援を行うこと。

- (1) 景観の観点から、蓋かけ上部空間においては、可能な限り緑化空間を確保・創出するとともに、公園的な空間となるよう整備に努めること。
- (2) 上部空間の整備は、都市公園化等による整備手法について、東京都と調整すること。
- (3) 北野遊び場広場や北野スポーツ広場等の事業地内の公共施設については、これまでの市民意見及び今後のワークショップの意見等を踏まえ、蓋かけ上部に必要な施設の整備を検討すること。

3 機能補償道路について

機能補償道路の計画・整備にあたっては、交通安全はもちろんのこと、防犯・防災も考慮した線形・構造にするとともに、通過交通対策等を含めた総合的な対策を講じること。

- (1) 車道及び歩道については、地域住民の意見を聴きながら、現況位置にできるだけ近い場所に現況と同様の機能を復元することはもちろんのこと、周辺道路を含め、全体で安全なネットワークを構築すること。
- (2) 新たな通学路は、極力現状に近い位置となるよう、学校関係者と十分に協議・調整し、児童等歩行者の安全・安心を確保すること。
- (3) 道路づくりにあたっては、地域特性を活かすとともに、北野の里（仮称）と一体的な緑道空間とし、良好な景観を創出すること。
- (4) ジャンクション立体横断箇所は、高さや仕様を早期に示し、関係機関と協議・調整すること。また、自治体が管理している高速道路をまたぐ橋梁等については、自治体側の財源や人材不足による点検の不徹底が社会問題化して

- いることに鑑み、立体箇所の構造物について、長期的に安全性が図られるよう、維持管理についての仕組みづくりを検討すること。
- (5) 東八道路インターチェンジ（仮称）周辺については、安全な交通処理（歩行者・自転車横断等）を早期に示し、バリアフリーにも十分配慮した計画とすること。
 - (6) 自転車の走行空間については、北野の里（仮称）の上部利用に合わせ、全体で安全なネットワークを実現すること。
 - (7) 機能補償道路の詳細検討にあたっては、地元町会・学校関係者等を交えた「連絡協議会」など、話し合いの場の設置を検討し計画を進めること。

4 安全・安心対策等について

4-1 交通安全について

- (1) 周辺地域において自動車交通の増加が懸念されることから、工事中及び施設整備完了後を見据えた交通安全対策を十分に行うこと。
- (2) 機能補償道路における交通規制を含めた交通安全対策については、交通管理者及び三鷹市と調整を図り、適切に実施すること。

4-2 防犯対策について

- (1) 中央高速桁下の歩道、中川遊歩道及び立体横断箇所は、夜間照明の明るさに配慮して設置するなど、十分な安全・防犯対策を講じること。
- (2) 用地買収が進むことにより周辺に住宅が少なくなることから、通学の迂回路等には、防犯カメラの設置を検討するなど、十分な安全・防犯対策を講じること。

4-3 農作物への光害の影響について

- (1) 工事中及び施設整備完了後における照明設置にあたっては、周辺農地の農作物に対し光害の影響が発生しないよう、十分検討した対応策を示すこと。

II 「対応の方針」の具現化に向けた要望

1 「対応の方針」の確実な履行について

「対応の方針」については、事業者が完成まで責任を持って、市民や市の意見を聴きながら、確実に履行すること。また、これまでに調査・検討を行った結果や現在の状況等については、市民の安全・安心に繋がるよう、適切な時期に情報提供をすること。

2 環境配慮について

- (1) 「対応の方針」で示された大気質、騒音、振動、低周波音、地下水、動物、植物、生態系、緑の量、景観、日照障害、電波障害、風、史跡、文化財、環境一般の環境配慮の取り組みについては、進捗状況を丁寧かつ適切に情

報提供すること。

- (2) 窒素酸化物等の除去装置の換気所への適用にあたっては、最新の低濃度脱硝装置を採用し、地域への影響を最小限にするよう努めること。
- (3) 換気所及び管理施設については、形態、意匠及び色彩等の検討をするとともに、高さや配置についても北野の里（仮称）との調和に配慮すること。
- (4) 換気所及び管理施設は、景観等周辺環境に配慮した施設とするほか、併用施設として地域へ貢献する機能の付加を検討するなど、地元理解を受け入れられる施設とするよう方策を検討すること。
- (5) 道路建設に伴う文化財調査においては、その成果に応じて現地説明会の実施や展示施設を設置するなどにより、文化財の公開に努めること。

3 まちづくりについて

- (1) 外環事業で喪失される農地については、引続き、地域の農業者の意見を聴きながら、代替農地の確保、幹線及び情報提供並びにそれらに関する仕組みづくりの検討を推進すること。また、代替地として確保した土地については、適切な維持管理について市と調整すること。
- (2) 「対応の方針」に基づき、東八道路インターチェンジ（仮称）へのアクセスの円滑化を図るため、三鷹都市計画道路3・4・3号、補助219号線等周辺都市計画道路の早期整備に向け、東京都と調整を図ること。
- (3) 事業地内で借用しているスポーツ広場等の公共施設は、事業展開に対する市民理解を得て円滑に進められるよう、可能な限り市民利用させること。

4 ライフライン等の機能補償について

- (1) ジャンクション及びインターチェンジ部の地下埋設物の付替え工事は、事業者の責任において行うことはもちろんのこと、各施設管理者と十分協議・調整し、市民生活に影響を及ぼさないようにすること。
- (2) 公共下水道の付替え工事については、昨今の集中豪雨等による影響も考慮した綿密な計画のもと市民生活の安全を確保すること。
- (3) ジャンクション予定地（中央高速を含む）の雨水処理は、「東京都豪雨対策等基本方針」等に基づき、新たな浸透施設の設置について、下水道管理者との十分な調整を行うこと。また、昨今の集中豪雨等を鑑み、貯留・浸透施設（調整池等）を確保するなど、浸透能力を超える分については仙川へ放流する構造を検討すること。